いじめへの対応について

平成24年10月15日 教 育 総 務 課

• • 資料 7

鳥取県教育委員会及び鳥取県は、社会問題化しているいじめの問題に対応するため、 次の施策に取り組むこととしています。事業の実施に必要となる補正予算については、 10月12日に閉会した鳥取県議会において成立しました。

1 いじめへの対応 (対策の全体像) ・・資料 1

2 いじめ対策指針の改訂 - 資料 2 <協約の指標等> ・10月中旬の改訂に向けて、作業中

3 hyper-QUの活用 ・・資料3< 9月補正予算化> ・各市町村の状況に応じて、10月下旬からの実施

5 子どもの悩みサポートチームの設置 ・・資料 5 <協約の指標等> ・9月28日「チーム」設置

 6 鳥取県いじめ問題調査委員会の設置
 ・・資料 6

 < 9 月補正予算化>
 ・人権局に設置

7 学校・警察連絡制度の拡充 ・警察、市町村と調整中

8 県民に対する広報活動・・・資料8

・広報紙、新聞、テレビCM等を通じて、広報活動を実施

・保護者向けリーフレット「いじめを許さない子どもたちを育てましょう!」の作成

【参考資料】

〇児童アンケート等調査結果・・資料9

〇鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約(8月31日改訂) ・・資料 10

〇いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針~子どもの「命」を守るために~ (概要)(9月5日公表 文部科学省) ・・資料 11

に るいじ 対 (9月補正) 28, 873千円 鳥 取 県 お け め മ 応

第一次対応

いじめを許さない 地域・学校文化、学級づくり

- 家庭教育の重要性の再認識
- ・家庭内での十分なコミュニケーション
- ・見守り活動など地域で見守る体制

子育てサークルでの支援

第二次対応

いじめの早期発見・早期対応

- 子どもの変化への気づき
- ・学級、学年懇談会への積極的な参加 ・地域活動への親子での積極的な参加

第三次対応

事案が発生した場合の 迅速で誠意ある対応

- ・PTAや地域の関係団体等との協議
- 信頼関係の再構築
- 地域ぐるみの対策

〇いじめに関する校内研修の実施等に よる一人一人の教員の意識改革

- ・「いじめ対策指針」を活用した研修
- •hyper-QUの活用に関する研修

〇いじめをゆるさない学級・学校づくり

- •hyper-QUの実施とそれを活用した人 間関係づくり
- 人権教育の充実
- ・スクールカウンセラーの配置等相談

〇いじめの早期発見・早期対応

- 担任、スクールカウンセラー等による親 身な相談
- ・hyper-QU等を活用し子どもの悩みを発 見して個別の児童生徒へきめ細やかな 指導を行い、いじめの解消に繋げる。
- ・管理職を含めた教職員同士の情報共有

〇関係機関との連携強化

•警察、医療、児童相談所、等

○学校全体での組織的な対応と説明責 任(透明化)

- ・被害、加害児童・生徒、保護者への対応
- 保護者説明会の開催

〇教育委員会との連携強化

・迅速かつ正確な事実関係の報告

〇加害児童生徒に対する適切な教育的 指道

支援∙指導

市 町教 村委

県

教

育

委

員

会

知 事

部

局

家庭

地域

堂

校

学

級

学校の取組への支援(いじめに関する研修の実施、いじめ対応の点検、相談体制の強化

・困難事案への指導主事の学校支援

学校の対応が不十分と判断される事案へ の関与

学校、保護者への対応

いじめ対策指針の改訂

平成19年1月に策定した「鳥取県いじめ対 策指針」について点検を行い、より実効性の 高い内容へ改訂を行う。

改訂時期:10月末まで

hyper-QU(※) 1回分

・小中学生 : 全ての児童生徒 -高等学校

: 全日制1、2年生, 定時制1~3年生の全生徒

・特別支援学校 : 全ての児童生徒

hyper-QUを活用した児童生徒の 状況把握

(9月補正: 20,698千円)

学級満足度尺度などを把握する心理検査 (hyper-QU)を活用し、子どもの悩みを発見し て個別の児童生徒へきめ細やかな指導を行 い、いじめの解消に繋げる。

※アンケートにより学級満足度等を把握することで各生 徒が集団内で置かれている位置を把握することがで きる調査。(いじめの有無を生徒に問うアンケートではな い。)

子どもの悩みサポートチームの設置

学校だけでは解決困難ないじめ事案に 対応するため、必要な専門知識を持つ者、 関係機関、有識者を構成員として個別支 援チームを結成して、分析、評価を行い ながら対応を検討し、解決を図る。

-ムの構成員:(想定)

弁護士、精神科医、臨床心理士、スクー ルソーシャルワーカー、学識経験者、警 察、行政関係者等

※検討する事例の内容に応じて、構成員 を決定

24時間いじめ相談電話等相談体制の充実(9月補正: 4,473千円)

- (1)「いじめ専用相談メール」の新設・相談窓口の周知
 - ※人権局にも「いじめ専用相談メール」を新設
- ・県民への周知:新聞の広告 ・児童生徒への周知:カード配布
- (2)夜間・休日いじめ相談電話・相談メール対応業務委託
 - ※ 緊急および深刻な相談内容については、受託者からの連絡に即応し、従来どおり教育センターが関係各部署と連携・指導にあたる。
- (3)連絡会議・研修会の実施
- 関係部署による連絡会議開催
- ・いじめ相談への対応のための研修会の実施
- ※いじめ相談に関わる部署が一層の連携を図り、それぞれの相談内容について 日常的に情報を共有し、いじめの解消に繋げる。

*hyper-QUの活用に関する研修

・家庭、地域の取組を推進するための啓発、 広報活動

警察等関係機関と連携した対応

教育振興協約

【第三次対応】

な案件が発生した場合の第三者機関の設置 (9月補正: 2,173千円)

いじめが原因と推定される重大な事故が惹き起こされた際、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関 係の調査・検証を行う。

hyper-QUを活用した生徒の状況把握(私立学校、国立学校分)

(9月補正: 1,529千円)

いじめ専用相談メールの新設(人権局)

いじめ相談の連絡会議への参加

※いじめ相談に関わる部署が教育委員会と一層の連携を図り、それぞれの相談内容について日 常的に情報を共有し、いじめの解消に繋げる。

子どもの悩みサポー -トチームへの人的

「鳥取県いじめ対策指針」(改訂版)

〇改訂のねらい

- ・平成19年1月に策定した「いじめ対策指針」について点検を行い、 より実効性の高い内容へ改訂を行う。
 - ① 教員が感度の高いアンテナをあげるためのシステムづくり (センサー)
 - ② 組織として行動するための学校体制づくり (スイッチ)
- I いじめとは
 - 1 いじめの定義
 - 2 いじめの問題に関する基本的認識
- Ⅱ いじめを許さない、一人一人が認め合える学級・学校づくり
- Ⅲ いじめに対する対応
 - 1 いじめの早期発見・早期対応
 - (1) 問題の兆候の把握等
 - (2) いじめ発見のポイント
 - 教師のチェックポイント
 - (3) いじめアンケートの実施
 - (4) いじめ発見時の対応
 - 2 実効性のある指導体制
 - (1) チームによる対応
 - (2) いじめ問題への取組チェックポイント
 - ・学校(管理職)のチェックポイント
 - ・教育委員会のチェックポイント
 - 3 いじめを受けた児童生徒へのケアと弾力的な対応
 - 4 実践的な校内研修の実施
 - 5 家庭・地域社会との連携
- IV 関係機関との連携
 - 1 情報と行動のネットワーク
 - (1)「情報連携」から「行動連携」へ
 - (2) 日常的な連携
 - (3) 子どもの悩みサポートチーム
 - (4) 鳥取県いじめ問題対策委員会
 - (5) 24時間いじめ相談電話等相談体制の充実

【資料及び実践例】

- I ネットいじめへの対応
 - 1 ネットいじめの現状
 - 2 ネットいじめ発生時の対応策
 - 3 ネットいじめの防止策
- Ⅱ 地域社会・マスコミ等への対応
- Ⅲ 実践事例

新規

いじめ問題対策事業について

1 事業の概要

全国的な社会問題となっているいじめ問題に鑑み、学級満足度などを把握する心理 検査(hyper-QU)を活用し、いじめを早期発見して個別の児童生徒へきめ細やかな指 導を行い、いじめの解消に繋げるため、県下全域の児童・生徒(小学校1年生~高校 2年生相当)を対象に特別対策として実施する。

※hyper-QUとは…アンケートにより学級満足度等を把握することで各生徒が集団内で置かれている位置を把握することができる調査。(いじめの有無を生徒に問うアンケートではない。)

2 事業の内容・事業費

(1)心理検査の実施

学級満足度、学校生活意欲、ソーシャルスキルの3つの尺度を把握する心理検査(hyper-QU)を実施し、いじめを早期発見して個別の児童生徒へ決め細やかな指導を行い、いじめの解消に繋げる。

区 分	対 象
小中学校	「子どもたちの社会性を育む事業」対象校を除く県内の公立小中学校に 在籍する全児童生徒
特別支援学校	県内の特別支援学校小・中・高等部に在籍する全児童生徒
高等学校	県立高校に在籍する全日制の1、2年生と定時制の1~3年生

- (注) ①本事業による「Hyper-QU」の実施回数は、本年度1回のみとする。
 - ②実施する心理検査は「Hyper-QU」のみとする。(本事業で「QU」は実施しない。)

(2)心理検査活用のための研修会の実施

Hyper-QU の調査結果の分析からきめ細やかな児童生徒理解を行うことで、学級におけるいじめの兆候や実態を把握し、対応策を立てる手法を学び、各学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応の体制強化を図ることを目的として研修会を実施する。

【講師】

北條 博幸(ほうじょう ひろゆき)

- ・特定非営利活動法人 日本教育カウンセラー協会事務局 (現職名)
- · 法政大学大学院修士課程 日本文学専攻単位取得
- ・日本カウンセリングアカデミー本科 30 期卒業
- 元高校教諭
- ・埼玉県教育カウンセラー協会理事

【日程及び会場】

(東部) 平成24年12月10日(月)13:30~16:30

会場:教育センター 大研修室

(中部) 平成24年11月15日(木) 13:30~16:30

会場:中部総合事務所 201・202会議室

(西部) 平成24年11月1日(木)13:30~16:30

会場:県立武道館 会議室

いじめ相談窓口充実事業

教育センター

1 事業の概要

- (1) いじめられている子どもも、いじめを発見した子どもも相談しやすいように、「24時間 いじめ相談専用メール」を新設し、周知を図る。
- (2)「24時間いじめ相談電話」と「24時間いじめ相談専用メール」の機能を強化するため、 夜間・休日の相談体制の充実を図る。
- (3) いじめ相談に関わる部署が日常的に情報を交換・共有しながら、迅速な対応を図る。

2 事業内容

区 分	事 業 内 容
「いじめ相談専用	「いじめ相談専用メール」の新設並びに、新聞への広告掲載及び児童生徒へ
メール」の新設・	の相談窓口カードの配布等により、いじめ相談窓口(電話、メール等)につい
相談窓口の周知	て、広く県民や児童生徒への周知を図るとともに、いじめの防止・解消に努め
	る。
	新聞:1回掲載
	・相談窓口カード:全児童生徒(小・中・高・特)約65,000人に配布
夜間・休日いじめ	「24時間いじめ相談電話」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日(勤務時間外)の
相談電話業務外	対応に限り、専門性・実績を有する民間団体へ業務委託し、機能強化を図る。
部委託	
連絡会議・研修	・関係部署による連絡会議開催
会の開催	・いじめ相談への対応のための研修会を実施
	※いじめ相談に関わる部署が一層の連携を図り、それぞれの相談内容について日
	常的に情報を共有し、いじめ解消に繋げる。

「子どもの悩みサポートチーム」事業について

1 趣旨

本事業は、学校・教育委員会、警察、児童相談所、その他の関係機関が連携して子どもの悩みサポートチーム(以下「チーム」という。)を編成し、専門的知識・技能、権限等に即した適切な役割分担に基づき、それぞれの専門性を発揮することで、学校におけるいじめ事案の解決を図ることを目的とする。

2 対象事案

関係機関の連携が必要と考えられる学校(小学校・中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。)におけるいじめ事案

3 チーム設置主体

- (1) 鳥取県若しくは鳥取県内各市町村(学校組合)が設置する学校又はこれらを管轄する教育委員会
- (2) 鳥取県内の私立学校を設置する学校法人
- (3) 鳥取県内の国立大学法人及び高等専門学校

4 参加機関

- (1) 児童相談所
- (2) 鳥取県警察
- (3) 専門家等(※)

※弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、SSW、退職教員、人権局職員、 民生・児童委員等を想定。必要に応じて追加していく。

(4) その他チーム設置主体が必要と認める者及び機関

5 運用方法

- (1) チーム設置主体となる学校又は教育委員会は、予め登録された参加機関等のうち、当該事案の解決に必要な機関等に対して電話、文書等により参加を要請。
- (2) チーム設置主体は、各機関等からチームへの参加の了承を得られ次第、速やかに支援方法等を決定。
- (3)(2)に基づき、支援を実施。
- (4) 必要に応じて県警が設置する「少年サポートネットワーク」「少年サポートチーム」と連携し、継続的な支援に向けた情報提供や事案の引継等も行う。

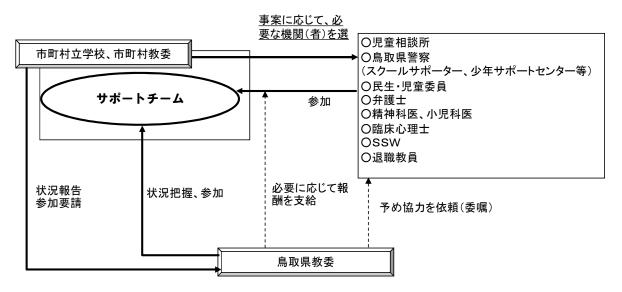
6 事業のメリット

- ・教育関係者以外の専門知識を活用することで、早期解決を図ることができる。
- 予め協力体制を構築しておくことで、関係機関の連携を円滑に行うことができる。

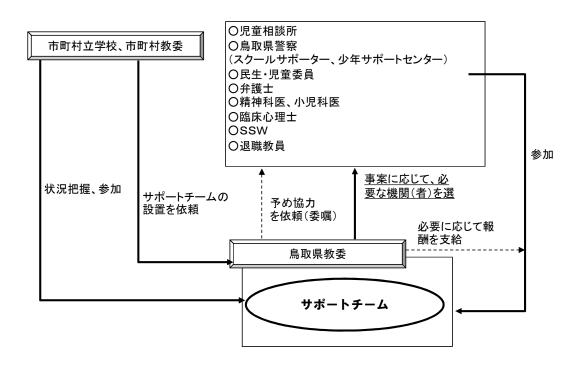
「子どもの悩みサポートチーム」の仕組み

※県教委における事案については、「市町村立学校、市町村教委」を「県立学校」 に読み替えて実施

1 市町村立学校、市町村教委が自らサポートチームを設置する場合



2 市町村立学校、市町村教委からの依頼等に基づき、県教委がサポートチームを設置する場合



子どもの悩みサポートチーム事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、学校・教育委員会、警察、児童相談所、その他の関係機関が連携して子どもの悩みサポートチーム(以下「チーム」という。)を編成し、専門的知識・技能、権限等に即した適切な役割分担に基づき、それぞれの専門性を発揮することで、学校におけるいじめ事案の解決を図ることを目的とする。

(対象事案)

- 第2条 本事業における対象事案は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)関係機関の連携が必要と考えられる学校(小学校・中学校、高等学校、 特別支援学校及び高等専門学校をいう。以下同じ。)におけるいじめ事案

(チーム設置主体)

- 第3条 チーム設置主体(以下「学校等」という。)は次のとおりとする。
 - (1) 鳥取県若しくは鳥取県内各市町村(学校組合)が設置する学校又はこれらを管轄する教育委員会
 - (2) 鳥取県内の私立学校を設置する学校法人
 - (3) 鳥取県内の国立大学法人及び高等専門学校

(参加機関)

- 第4条 チームの参加機関は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 児童相談所
- (2) 鳥取県警察
- (3) 専門家等
- (4) その他設置主体が必要と認める者及び機関
- 2 前項第3号の専門家等については、教育長が決定し、関係機関に通知する。

(チーム編成)

- 第5条 学校等は、対象事案の解決に向け、チーム設置を要すると判断した場合は、第4条第1項に定める参加機関の中から必要と判断する機関を選択し、 当該機関にチームへの参加を要請するものとする。
- 2 学校等は、チームを編成した際には、子どもの悩みサポートチーム編成書 (様式第1号)を作成し、鳥取県教育委員会事務局教育総務課(以下「県教 育総務課」という。)に報告しなければならない。

- 3 学校等は、前条第1項第3号の専門家等(報償費等の支払が必要な者に限る)に参加要請した際には、子どもの悩みサポートチーム専門家等派遣依頼書(様式第2号。以下「依頼書」という。)により県教育総務課に依頼しなければならない。
- 4 県教育総務課は、前項の依頼書が提出され、当該専門家等の派遣が適当と 認める場合は、子どもの悩みサポートチーム専門家等派遣決定書(様式第3 号)により当該専門家等の派遣を決定する。

(支援方法等)

第6条 学校等は、チーム編成後、速やかに参加機関と協議し、今後の支援方 法等を決定して、対象事案の解決に向けて活動しなければならない。

(チーム活動の終結)

- 第7条 学校等は、チームを解散し、その活動を終結する場合、必要な記録を 作成しなければならない。
- 2 学校等は、前項の場合、子どもの悩みサポートチーム活動終結報告書(様式第4号)を作成し、県教育総務課に送付しなければならない。

(留意事項)

- 第8条 学校等は、チームを設置する際には、保護者による虐待等特別な場合を除き、原則として、保護者の承諾を得なければならない。
- 2 学校等は、参加機関と個人情報を共有して課題解決に当たる場合について、 個人情報保護法、各自治体が規定する個人情報の保護に関する条例、規則、 規程等を厳守しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、教育長が定める。

(附 則)

この要領は、平成24年9月28日から施行する。

子どもの悩みサポートチーム 参加機関リスト(案)

〇児童相談所(要領第4条第1項第1号)

職種	氏名等	備考
児童福祉司等	 (事案に応じて決定) 	各児童相談所

〇鳥取県警察(要領第4条第1項第2号)

職種	<u> </u>	氏名等	備考
スクールサポー	-ター等	(事案に応じて決定)	各警察署(鳥取・郡家・智頭・浜村・倉吉・八橋・米子・境港・黒坂)

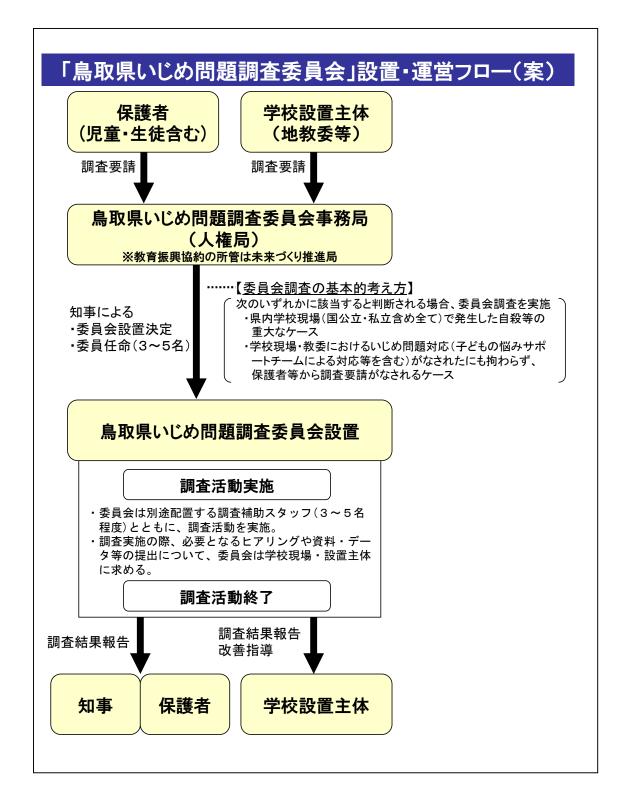
〇専門家等(要領第4条第1項第3号)

※学校等現場の意見を踏まえ、随時追加を予定

職種	氏名等	備考	
弁護士	森 祥平	弁護士法人河本・森法律事務所	
弁護士	尾西 正人	尾西総合法律事務所	
弁護士	山内 功	山内功法律事務所	
精神科医、小児科医	(具体名なし)	(当面は事案ごとにチーム設置主体が選定) ※県医師会了解済	
臨床心理士	藤田恵津子	鳥取環境大学講師	
臨床心理士	今西 聡子	教育相談員(東部教育局)	
臨床心理士	灘本 百美	教育相談員(中部教育局)	
臨床心理士	足立 圭美	教育相談員(西部教育局)	
退職教員	山本 眞純	前鳥取盲学校教頭 (特別支援教育課推薦)	
各地区民生·児童委員	(具体名なし)	県民生児童委員連絡協議会を通じ、協力を依頼	
人権局職員	(調整中)		

鳥取県いじめ問題調査委員会

いじめ問題によって児童・生徒の重大な事故が惹き起こされた際には、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行う「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置する。



「学校・警察連絡制度の拡充」

1 現在の連絡の内容(警察から学校への連絡事案)

- ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案。
- イ 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案。
- ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の人定事項が学生証やその他の書面、及び保護者の確認等の方法により、本人であることが確実に証明できたもののうち、次の事由により学校への連絡が必要と認められる事案。
 - 保護者への指導を行ったにもかかわらず、不良行為を繰り返す場合。
 - 性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合。
- エ 当該行為が交通事故に係る業務上過失致死傷事案、道路交通法違反事案その他の交 通関係法令の違反は、連絡の対象としない。

2 今回拡充を想定する連絡の内容(学校から警察への連絡事案)

- ○非行、問題行動の防止、犯罪の未然防止、児童生徒の安全確保上、連携が必要な事案
- ○連絡事案の判断は、学校長が行う(学校だけでの対応では、限界がある事案のみ)
- [例]・校内での凶器を使った傷害、暴行、薬物事案及び暴走族等に関わる事案等
 - ・犯罪の被害者となる可能性のあるいじめ事案、わいせつ行為、不審者の侵入、 ストーカー行為、児童虐待行為等
 - ・その他校長が連絡を必要と認める事案

※連絡事案の詳細については、市町村教育委員会とも意見交換しながら制度設計を行う。 ※制度導入に当たっては、保護者等学校関係者への丁寧な説明が必要。

3 制度拡充のメリット

- ・深刻性、緊急性がある事案に、迅速に対応できる。
- ・外部との繋がりがあるなど、学校では把握しにくい事案に、的確に対応できる。
- ・重大な事案であることを示し、当事者の意識を喚起し、犯罪行為の抑止力に繋がる。

4 制度拡充のスケジュール(想定)

市町村教育委員会との意見交換を行いながら、<u>平成24年度の早い段階</u>で全県下一斉に、制度運用を開始したい。

5 手続き(想定)

- ・県立学校については、県教育委員会と県警本部との間で協定を締結
- ・市町村立学校については、市町村教育委員会教育長又は、教育長で組織する団体と警察との間で協定を締結

学校・警察連絡制度の相互通報化に向けての今後の予定

○ 9月20日~28日 各市町村教育委員会への説明会にて県警本部の案を提示し、 意見・要望を集約

○10月 1日~15日 各地域での校長会で、県警本部の案を提示し、意見・要望を 集約

 \downarrow

◇各市町村教育委員会および各学校長の意見・要望をもとに県警本部が案を再検討



◇修正案について、各市町村教育委員会に意見照会

 \downarrow

○11月以降 各市町村教育委員会に最終的な修正案を県警本部が提示 意見交換の後、全県下での実施を意思決定

※それぞれの市町村で異なる協定内容になることも想定

いじめに関する広報計画

教育総務課

広報時期	広報媒体	内容	対象者、部数等
8月24日	とっとり教育メルマガ	・笠見教育委員長メッ	メルマガ会員 304 名
		セージ ~子どもた	県教委HPで公開
		ちに生きる力を	
9月19日	教育だより「とっとり夢ひろ	・相談窓口案内	幼、保、小、中、高
	ば!」		特の保護者等
			102,700 部
10月1日	県広報「県政だより」	・いじめ対策の取組み	一般県民
		(9月補正案を含む)	213,000 部
		• 相談窓口案内	
10月6日	折り込みチラシ	・相談窓口案内	一般県民
	(折込み紙:日本海、山陰中		250,000 部
	央、朝日、毎日、読売、		
	産経、日経)		
10月10日	保護者向けリーフレット	・保護者の対応	小、中、特の保護者
	「いじめを許さない子どもた	・相談窓口案内	50,000 部
	ちを育てましょう!」	子どものサインチェ	
		ックリスト	
11 月 1 日	相談窓口カード	子どもたちへのメッ	小、中、高、特の児
頃		セージ	童生徒
		• 相談窓口案内	100,000 部
11 月上旬	生涯学習とっとり	・相談窓口案内	一般県民
			4,300 部
11 月上旬	新聞	・県教育委員会のメッ	一般県民
	(日本海新聞全5段)	セージ	170,000 部
		・相談窓口案内	
11月26日	メディア・ミックス	・いじめを許さない社	一般県民
~	○テレビスポット	会づくりに向けての	(いじめられている
12月5日	(日本海テレビ、山陰中央テ	メッセージ	子、いじめている子、
	レビ、山陰放送,ケーブルテレ	・相談窓口案内	周りの子ども、保護
	ビ 5 局)		者、地域の方)
	○ラジオスポット		
	(山陰放送、エフエム山陰)		
	○新聞広告		
	(日本海、山陰中央、読売、		
	朝日、毎日)		

児童アンケート等調査結果

<正式名称>

いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会 及び学校の取組状況に係る緊急調査について

平成24年9月集約

校種	いじめの認知件数	
小学校	8 5	
中学校	9 5	
高等学校	8	
特別支援学校	1	
合計	189	

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、お互い協力して、子どもたちが豊かな 未来を切り拓いていくことができるよう、保護者や県民の皆さんと一緒になって、子どもたちの未来のための教育振興施策に取り組んでいきます。

1 子どもたちの未来のための教育振興施策

鳥取県教育委員会は、平成24年度において次に掲げる子どもたちの未来のための教育振興施策(各施策別の具体的取組は別記)に重点的に取り組み、着実な成果を目指します。

- (1) 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めます
- (2) 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援 の各段階に応じた不登校対策に取り組みます
- (3) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます
- (4) 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します
- (5) 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、施策の着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 施策の展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、次年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成24年8月31日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

[別記]

平成24年度子どもたちの未来のための教育振興施策

1 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めます

<主な取組>

- ○少人数学級を活かした授業改革に取り組む中学校区や教育研究団体を支援します。
- ○2年目を迎えるスクラム教育をさらに充実・発展させ、一貫性のある教育の成果を広げます。
- ○高等学校学力向上推進委員会の提言を受け、授業改革に関する取組を行うモデル校 を指定し、学力の向上を図ります。
- ○地域住民等のボランティアによる子どもたちへの学習支援や生活支援等を、市町村と ともに進めます。
- ○幼児教育振興プログラムを改訂し、新たな幼児教育の取組や方向性を示します。
- ○新たに公立大学となる鳥取環境大学と連携し、子どもたちの外国語に対する関心を高めます。

<取組の指標等>

- ・授業改革に取り組む中学校区数:21校区、教育研究団体数:17団体
- ・高等学校における学力向上推進モデル校数 10校
- ・学校支援ボランティアの実施市町村数 15市町村
- 2 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます

<主な取組>

- ○未然防止に重点を置きながら、関係機関が連携して未然防止・早期対応・登校支援 の各段階に応じたきめ細かな対策を講じます。
- ○子どもたちの人間関係づくり、ソーシャルスキルの育成に取り組む学校を支援します。
- ○各教育局に社会福祉、精神保健、医療の専門家をスーパーバイザーとして登録し、 学校だけでは解決が困難な事例に対して支援・助言を行います。
- ○定時制・通信制課程の高等学校において教育相談体制を強化するなど、不登校対策 の充実を図ります。

<取組の指標等>

・児童生徒の不登校出現率 全国平均を下回る

3 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます

<主な取組>

- ○障がいのある子どもたちの成長に合わせ、学校間や関係機関との連携により、一貫した支援を行います。
- ○平成24年10月に県立琴の浦高等特別支援学校を設置し、平成25年4月の開校に向けて準備を進めるとともに、県西部地区における病弱の特別支援学校高等部の設置に向けた検討を進めます。
- ○障がいのある子どもたちの就学相談・就学先決定に関する体制づくりや通級指導教室 拡充に向けた整備等について、ワーキンググループによる検討を行います。
- ○障がいのある生徒の職業教育の充実を図るとともに、企業等の協力を得ながら 就労機会の拡大を図り、就職率の向上に努めます。

<取組の指標等>

- ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画(*)の引継率 50% *特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの
- ・特別支援学校高等部の就職希望者の就職率 80%以上

4 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養う など、心身の健やかな育ちを支援します

<主な取組>

- ○創造的な取組を行っている専門家を招き、学校における文化・芸術活動を支援します。
- ○高等学校等の文化部活動の充実を図り、平成27年度の近畿高等学校総合文化祭鳥 取大会開催に向けた支援を行います。
- ○安全・安心な学校給食の提供と郷土を大切にする心を育むために、学校給食用食材の県産品利用に努めます。
- ○全国体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、子どもたちの体力の向上を進めます。
- ○体育専科教員をモデル的に配置し、主体的に運動に取り組む子どもを育成します。
- ○ジュニア期の一貫した指導体制をつくり、共通プログラムに基づいて合同練習や指導 者研修会を開催します。

<取組の指標等>

- ・近畿高等学校総合文化祭への参加部門率 90%
- ・学校給食用食材の県産品利用率 60%以上で向上を図る
- ・児童生徒の体力調査結果 親世代 (S53~57) の平均値に近づける

5 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ない じめ対策に取り組みます

<主な取組>

- ○「鳥取県いじめ対策指針」の点検を行い、より実効性の高い内容へと改訂します。
- ○教育・心理アンケート(QU等)等を実施し、学校現場のいじめの早期発見・早期対応を図ります。
- ○「子どもの悩みサポートチーム」を設置し、学校だけでは解決困難ないじめ事案に 対応します。
- ○いじめに悩んでいる子どもや、いじめを発見した子どもが相談しやすいように、メール 等を活用した「いじめ相談窓口」を充実させます。
- ○自殺等の重大な事案が発生した場合、「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置し、 学校・教育委員会以外の第三者的な視点から実態の検証・解決を図ります。

〈取組の指標等〉

- ・「鳥取県いじめ対策指針」の10月末までの改訂
- ・「子どもの悩みサポートチーム」の9月末までの設置
- ・「いじめメール相談専用窓口」の9月中旬までの開設

~子どもの「命」を守るために~

女部科学省は、子どもの「命」と向き合います

文部科学省では、子どもの「命」としっかりと向き合い、いじめや学校安全等の問題に対して、いつまでにど のようなことに取り組むのかを示す<u>「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」</u>を取りまとめました。

この取組方針に基づき真剣に取 小筱、 社会の光ともいうべき子どもの生命・身体を守るため、文部科学省は、り組むとともに、学校や教育委員会等を一層積極的に支援していきます。

家庭・地域そして社会と一丸となった取組が必要であり、国民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

文部科学大臣 平野 博文

いじめの問題に向き合い、積極的に関わります

- → 道徳教育やコミュニケーション活動、子どもの主体的な取組の推進、保護者等へのワークショップや学校・家庭・地域の連携協力による ■いじめの未然防止のため、日々の教育活動を充実させ、家庭・地域と一丸となって子どもの命を守ります いじめの問題への取組の推進
- 国が積極的にフォローできる仕組みをつくります
- 国の体制強化、弁護士や精神科医等の専門家による「いじめ問題アドバイザー(仮称)」配置
- ■いじめの問題を隠さず、適切な対応がなされるよう、関係機関連携を含め、教育現場の取組を促します 教職員研修の充実、いじめの問題等の解決に向け第三者的立場から調整・解決する取組支援、スクールカウンセラーやスクールソー
- シャルワーカー等の幅広い人材活用、24時間いじめ相談ダイヤル見直し、いじめの問題への適切な対応の評価、学校と警察の連携強化

徹底して学校安全を追求します

- ■防災教育を徹底します
- →防災教育の体系化、指導資料の作成・充実、復興教育の推進
- ■関係省庁と連携して通学路の安全を守ります
- →通学路安全対策アドバイザーの派遣、緊急合同点検
- ■地域コミュニティの拠点としての学校施設・設備の安全性を確保します
- →耐震化の推進、防災機能の強化、非構造部材の耐震対策

体育活動中の安全を確保します

- ■指導者の技能の向上を図ります
- →指導資料の作成、指導者講習会の実施、外部指導者の参加促進
- ■スポーツ医科学を活用した事故防止を図ります
- →データに基づく事故発生要因分析、事故防止対策の検討 ■安全な体育活動環境を整備します
- →武道場の整備、安全な教材・用具の整備

いじめの問題への対応強化 那1

基本的考え方

- いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。しかしながらいじ めは、現実的には、どの学校でもどの子どもにも、起こり得るものである。
- 国は、取組方針に基づき、施策の見直し等を行い、関係者と一丸となって以下の取組の改善・充実を図る。
- ◎ いじめの未然防止のため、日頃から、家庭・地域とも連携し、子どもの豊かな人間性を育む。
- 国としても積極的に役割を果たしていけるよう、いじめの問題に係る国の体制や関わり方を見直す。
- 各地域においてしっかりと対応できるよう、教職員研修や評価の在り方等、学校現場におけるいじめの問題への認識 <u>を深める取組を一層強化するとともに、いじめの問題の解決に向けて外部専門家を活用する取組</u>等を推進する。 0
- ◎ 「いじめ」は犯罪行為にあたる可能性があるとの認識の下、<u>学校と警察の連携強化</u>を図る。

アクションプレン

- 1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの 生命を中る
- 動、児童会・生徒会における子どもの主体的な取組等 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活 の推進 0
- 保護者等へのワークショップや学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進 0

学校・教育委員会等との連携を強化する

- 「子ども安全対策支援室」等、国におけるいじめの問題 等に対応する体制の強化 0
- 国に、「いじめ問題アドバイザー(仮称)」を配置(弁護 0
- 士、精神科医、元警察官、大学教授等) 電話相談体制(24時間相談ダイヤル)の見直しや全て 児童生徒への確実な周知 0

3. いじめの早期発見と適切な対応を促進する

- 教職員への研修等の充実
- 幅広い外部専門家を活用し、いじめの問題等の解決に向け 調整・支援する、各地域の取組の推進 00
 - 第三者的立場から調整・解決する取組
- 専門家による「いじめ問題等支援チーム(仮称)」配置
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、幅 広い人材を活用した、悩みを相談できる体制等の充実
 - いじめの問題への適切な対応の評価 0

学校と関係機関の連携を促進する 4.

- 警察への早期相談・通報の周知徹底や、警察官経験者等 O
- 児童相談所や民生・児童委員、民間団体等の協力を得て組 の生徒指導推進協力員の配置による、警察との連携強化 織する、サポートチームの活用促進 0

学校安全の推進 部2

基本的考え方

- 学校においては、子どもの安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。
- 「災害安全(防災)」、「交通安全」、「生活安全(防犯)」の各領域の特性に応じた取組を進める必要がある。
- 国は、学校保健安全法及び「学校安全の推進に関する計画」に基づき、学校安全の推進に関する取組を総合的 かつ効果的に推進する。

アクションプレン

1. 学校安全に関する教育を充実する

- 津波により児童生徒等が犠牲となった事例の検証 0
- 防災教育をはじめとする安全教育の指導時間確保の ための方策の検討 0
 - 東日本大震災を踏まえた指導資料・教材の作成 0
- 非常災害時の子どもの心のケアの充実 0
- 復興教育の推進

2. 地域コミュニティの拠点としての 学校施設・設備を整備充実する

- 学校施設の耐震化の推進 0
- 公立学校施設の耐震化及び防災機能強化を支援 (平成27年度までのできるだけ早期に耐震化を完了)
- 国立学校施設の耐震化を支援 (平成27年度までに耐震化を完了)
- 私立学校施設の耐震化及び防災機能強化を支援 (国公立の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了を目指す)
- 屋内運動場の天井等の総点検、落下防止対策の強化 学校施設の非構造部材の耐震対策の推進 O

学校における安全管理を推進する ო

- 通学路の緊急合同点検の実施、対策の検討
- 関係省庁の連携による通学路対策の予算の確保 0
 - **通学路安全対策アドバイザーの派遣** 0
- 通学路の安全対策推進のための調査研究の実施 0
- 安全教育に関する指導者養成等 0
- 学校安全に関する取組状況調査の実施 0
- における学校安全の推進のための体制強化 H

家庭との連携体制を構築する **地域社** 4

- 実践的防災教育総合支援事業の実施 O
- スクールガード・リーダーの養成等 Ö
- 学校警察連絡協議会等の設置 0
- 警察、道路管理者等との連携による通学路の 同点検(再掲) ŲΠ 0

第3 体育活動中の安全確保

基本的考え方

- 学校における体育活動は、青少年の心身の健全な発達に資するものである。
- また、自らを律し、相手を尊重する態度を養うことなどが期待され、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの 態度を育てる、友情を深めるといった好ましい人間関係を形成するなどの重要な役割を果たすものである。
- 一方で、毎年度重大な事故が報告されており、安全面での更なる配慮や工夫が求められている。
- 国は、各種の安全対策等の取組を行い、体育活動における安全対策を推進する。

アクションプラン

- 1. 国・教育委員会・学校等の連携によって 指導者の資質向上を図る
- 〇 柔道をはじめとする体育の指導書の作成及び配布
- 〇 体育活動の指導者の講習会の開催
- 2. 学校と地域が連携して体育活動への 外部指導者の参加を進める
- 武道を中心とする体育の授業への外部指導者の参加促進
- 〇 部活動への外部指導者の参加促進

- | 3. 事故の発生要因の分析等を進め、スポーツ | 医科学の活用による最新の知識を広げる
- 〇 現実のデータに基づく事故発生要因等の分析
- 〇 スポーツ医科学の最新の知識等の発信
- 4. 施設・設備の整備による安全な体育活動 環境の整備を進める
- 〇 施設・設備等の整備
- 中学校武道場の整備
- ・武道用具など安全な体育活動に必要な教材・ 用具の整備

平成25年度概算要求額(案) 約73億円(対前年度約27億円増) 平成25年度概算要求「いじめ対策関連事業」

は、「子ども安全対策支援室」の事務体制を強化し、学校や教育委員会が、いじめの問題等 重大事案に迅速かつ適切に対応できるよう、強力に支援を行う。 国の

約4億円 国及び自治体に外部人材活用による、いじめ問題への支援体制を構築

①国が多様な専門家を「いじめ問題アドバイザー(仮称)」として委嘱し、いじめの問題への効果的な対応等について、専門的な見地から助言 を得られる体制を整備

②幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進

·第三者的立場から調整·解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組(200地域)

未然防止(道徳教育等の推進、体験活動の推進) 約9億円

①道徳教育総合支援事業

・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む道徳教育を

②対話・創作・表現活動等を通じた児童生徒の思考力、人間 関係形成能力等の育成

熟議的手法による対話やディスカッション、創作や表現、ソーシャルス キルトレーニング、ピアサポート等を取り入れた教育活動の実施

③健全育成のための体験活動の推進

216校→310校 児童生徒の社会性を育む体験活動の実施

教員研修の充実・教職員の体制整備の充実

約9億円

・いじめ問題への対応など教員が子どもと正面から向き合う教職員体制を整備するため、35人以下学級の更なる推進や個別の教育課題に対応 する新たな教職員定数改善計画案(H25~H29)を策定。特に、その中で、いじめ問題への特別な指導を行う学校への支援のため、加配定数 ①教職員定数の改善

②教員研修の充実

・教員研修センターにおいて、いじめ問題への的確な対応に関して、全国8ブロックで指導者養成研修を実施・スクールカウンセラーを活用して、全中学校で教員のカウンセリング能力の向上を図るための校内研修を実施

[再揭]

いじめ対策等生徒指導に係る調査研究等

「いじめ問題への対応など生徒指導上の諸問題への取組」に関する実践的調査研究の実施

早期発見・早期対応(外部人材を活用した教育相談・関係機関との連携強化等)約47億円

①スクールカウンセラーの配置拡充

・公立中学校全校(8,252校→9,835校)にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の 心のケアに加え、教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生 徒の困難・ストレスへの対処等の教育プログラム実施へ活用

公立小学校への配置の増(11,690校→13,800校)

②生徒指導推進協力員・学校相談員の配置

- 元警察官、元教員等を課題のある学校へ派遣(268箇所→335箇所)

③24時間いじめ相談ダイヤル

約200校

•周知徹底のため全学年対象に紹介カードを配布(1学年→12学年)

4人クールソーシャルワーカーの配置拡充

スクールソーシャルワーカー配置の増(1,113人→2,226人)

約4億円

平成25年度概算要求「学校安全の推進」及び「体育活動中の安全確保。

約14億円(対前年度比約5億円増)※に係る要求額を除く ※学校施設の耐震化等関連 約5,104億円の内数(対前年度比約2,400億円増) 平成25年度概算要求額(案)

約8億円 学校安全の推進

約3億円 学校安全に関する教育の充実

〇防災教育の体系化に関する研究【新規】

・防災教育を実践している学校の教職員へのヒアリングや有識者による検討を行い、防災教育の効果を客観的に検証

〇小学生用防災教育教材の作成【新規】

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災教育視聴覚教材を改訂

〇子どもの心のケア対策の推進【新規

「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」の結果を検証、その 結果を教師用指導資料や保護者向けリーフレットに反映

〇復興教育の推進 [拡充]

・被災地における地域と一体となった防災教育やキャリア教育、表現活動など、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的教育活動を支援

学校施設・設備の整備充実 約5,104億円の内数 も 凝コミュニティの 拠点 としての

〇学校施設の耐震化等の推進 [拡充・一部新規]※

- 非構造部材を含む耐震化及び防災機能の強化を支援
- 専門的技術者の派遣による技術的支援体制の構築

約2億円 学校における安全管理の推進

〇通学路安全対策の推進、調査研究【新規】

- 見地からの指導・助言の下、合同点検や安全対策を検討(約500 ・「通学路安全対策アドバイザー」を派遣(約280名)し、専門的な
- |総合的な安全対策を効果的に推進するため、先進事例調査、 活動内容調査、事業効果分析等を実施

〇防災教室、交通安全教室、防犯教室の推進 [拡充]

防災教室等の講師となる教職員等に対する講習会等を開催

約3億円 家庭との連携体制の構築 地域社会、

〇実践的防災教育総合支援事業

- 児童生徒や学校の災害対応能力を高める防災訓練等の手法の 開発・普及を支援
- 〇スクールガード・リーダーの養成等※

約6億円 体育活動中の安全確保

〇指導者の資質向上 約0.6億円

·安全指導を行うための教員等を対象とした講習会を開催 【**拡充**】

〇地域の指導者の参加促進 約5億円

- 教育委員会における地域の指導者の協力を得た取組を促進
- ·武道関係団体における支援体制を強化するための取組を推進

〇スポーツ医科学の活用 約0.2億円

今後の学校に 医療関係団体、大学、スポーツ関係団体等と連携し、今後のおける指導体制の充実等について検討などを実施【新規】

〇施設設備の整備※

- 武道場の整備を促進